



新出(図書館問題研究会・静岡県立中央図

書館)

日本図書館研究会第277回研究例会 2011.1.10

自己紹介

新出(あたらしいずる)

静岡県立中央図書館勤務(6年目) 図書館問題研究会常任委員 図書館システムの担当ではないため、技術的なことには詳しくない。



事件の概要(1)

2010年3月13日

自作プログラムによる岡崎市立図書館Webページへのアクセス開始⇒図書館Webサイトにつながりにくい状況が発生。図書館、MDISに調査依頼

3月21日 岡崎署に相談

4月1日 さくらインターネットからの接続を遮断

4月2日 自宅からのアクセスに変更

4月15日 図書館、岡崎署に被害届提出

その前後、図書館より岡崎署にアクセスログ を提出



事件の概要(2)

5月25日 自宅·実家強制捜査、連行、逮捕 5月26日 実名報道

「図書館HPにアクセス3万3千回 業務妨害容疑で男逮捕」「容疑者は 1回ボタンを押すだけで、1秒に1回程度の速度でアクセスを繰り返 せるプログラムを作っていたという。中川容疑者は同図書館の利用 者だったが、目立ったトラブルは確認されていないといい、動機を調 べている。」(朝日新聞)

6月14日 起訴猶予処分で釈放(21日間勾留) その月の収入の7割の損失 6月19日 事件の経緯をブログで公開

http://librahack.jp/



プログラムの内容

- Libraの新着図書ページにアクセスし、
 ISBNや予約数を取得し、新着日付を付与する。
- •毎日定時に1時間程度実行。
- -1秒に1回程度のシリアルアクセス。

作成理由

新着冊数が多すぎ(期間が長過ぎ)、新着日付がないため、最近入った資料がわからない。



1秒間に1回のアクセス

「どの程度の速度でページアクセスを行 えば礼儀正しいと言われるのかにつ いては、場合によってまちまちです。 WebmasterWorld.comへの寄稿者たち が提案している基準は、ページに対す るリクエストを1秒当たり1~2回までに 抑えておくというものです。」 **SPIDERING HACKS** (p9)



1秒間に1回のアクセス

改正国立国会図書館法によるインターネット 資料の収集について

- 4. 収集方法一自動収集
- □ 自動収集プログラム(収集ロボットといいます)を使用して、ウェブサイトの自動収集を 行います
- 口収集対象機関ウェブサーバの負荷軽減の ため、ダウンロードの間隔を1秒以上あけま す。



閲覧障害発生のメカニズム

高木浩光@自宅の日記 2010年08月29日

■ 三菱図書館システムMELIL旧型の欠陥、アニメ化 - 岡崎図書館事件(7)

http://takagi-hiromitsu.jp/diary/20100829.html#p01



事件の概要(3)

7月20日頃 朝日新聞神田記者のメールが館内で回覧される。 情報セキュリティ会社の分析によれば、プログラムは一般 的なクローラーであり、サイトにバグが放置されている可 能性を指摘。

7月29日 図書館システムのDB接続を改修。

8月21日 朝日新聞で「図書館HP閲覧不能、サイバー攻撃の容疑者逮捕、だが…」との見出しで、図書館システムに不具合があるとの報道。「ソフト会社、図書館側に不具合伝えず アクセス障害問題」との記事では、MDISが図書館側に他の図書館で同じような閲覧障害が起きていたことを伝えていなかったと報じた。

8月22日 大羽館長は「(男性の自作プログラムに)違法性がないことは知っていたが、図書館に了解を求めることなく、繰り返しアクセスしたことが問題だ」「図書館側のソフトに不具合はなく、図書館側に責任はない」との報道



事件の概要(4)

9月1日 岡崎市立図書館の公式見解発表

「平成22年3月から4月にかけて、新着図書データベースへ の大量アクセスがあり、中央図書館のホームページ(蔵書 の詳細情報)につながらない、又はつながりにくい事態が、 何度も発生していました。」「このような状態を放置しておく ことは、より多くの方にご迷惑をかけることになるので、警 察に、このような事例が他にも存在するのか、犯罪性はあ るのか、また相談窓口はないか、といったことについて相 談し、最終的には被害届を提出しました。その後の捜査に より、大量アクセスを行った人物が逮捕され、報道により ますと、起訴猶予処分となっているとのことです。」「このコ ンピュータシステムは平成17年に導入しましたが、その時 点で自動プログラムを用いて短時間に大量の図書データ 情報を入手できるような事態は、想定していませんでし た。」「ホームページは誰にでも開かれています。もちろん 事前の申請の必要もありませんが、利用者の方におかれ ましては、情報収集のために使われる手段が、他の利用 者に迷惑をかけていないかどうかについて、ご配慮をお願 いいたします。」



事件の概要(5)

- 9月8日 図書館問題研究会、見解を公表
- 「図書館サイトに問題」「図書館の被害届をきっかけと して、利用者の身体の自由が侵されたという点で 重大」
- 9月28日 岡崎市、図書館から個人情報が流出していたことを公表
- 11月26日 岡崎市、MDISを1年6ヶ月間指名停止。契約を解除。図書館長は「システムに不具合はない」「MDISに責任はない」とした発言を撤回。現時点ではシステムに不具合があったと考えている。中川氏へのコメントは「たいへん気の毒なことだったと思う」。しかし9月1日の市の見解は変わらず。
- 11月30日 MDISが一連の問題について謝罪の記者会見。「能力として不十分だった」だが「不具合ではない」。



事件の概要(6)

12月7日 柴田市長が会見で「男性には気の毒な思いもあり、おわびをした」と話したが、男性は「大羽館長の気持ちは聞いたが、公式な謝罪とは受け止めていない」。

12月9日 岡崎市の9月1日付けの見解が削除される。

12月14日 被害届の取り下げを求める書面を、りぶらサポータークラブを通じて市長らに提出。

詳細は、

Librahack > t : http://librahack.jp/okazaki-library-case-season2/librahack-memo.html

岡崎市立中央図書館事件等 議論と検証のまとめ: http://www26.atwiki.jp/librahack/



どうすればよかったのか?

通常の対応としては

- IPアドレスから、ISP(プロバイダ)を経由し、負荷が大きいと連絡。
- 専門機関に相談

 JPCERT/CC、IPAなど
- ・IPA「サービス妨害攻撃の対策等調 査」報告書参照

http://www.ipa.go.jp/security/fy22/ reports/isec-dos/2010_isec_dos.pdf



事件の背景

◆図書館/図書館員の知識の欠如、 対応の誤り⇒安易な被害届の提出

◆システムの不具合とベンダーの 不誠実な対応⇒障害の発生と継続

◆警察・検察の知識の欠如 ⇒不必要な逮捕・長期勾留



ネットと図書館業界の温度差

- ・ネット上では、朝日新聞の報道以前から議論が発生→有志による情報収集、 真相究明活動
- •技術屋と法律屋の座談会
- 「岡崎市立中央図書館へのアクセスは DoS 攻撃だったか?」7/16
- 2010年図書館系はてなブックマークラ ンキング 25/30
- ・我が身が危ない、萎縮効果への危惧



図書館員のICT知識のレベルはこれでよいか

- ・図書館員がITに詳しくないのは「仕方がない」か?
- ■「なぜ0番台の棚にいって自分で調べなかったのか」by 岡本真
- •専任のシステム担当者を置いている図書館は6%、担当者を置かない図書館41%。8割近くの図書館は、外部のIT専門家の支援を受けていない。「図書館システムに係る現状調査」三菱総研
- 本庁の情報システムセクションとの関係は希薄。



システムベンダ、外部機関、 捜査機関との関係

- IT版ストックホルム症候群—ベンダーに任せ切り、鵜呑みにする
- 外部の専門家に相談する。外部の声に聞く 耳を持つ。「<u>お宅様はそう思われるのです</u> かとしかいいようがありませんね」
- ・捜査機関の無謬性が前提にできない以上、 事件性の判断が必要。
 - 警察側の認識:「事件にして処罰を求めるのであれば被害届を出してくださいと説明した。」
 - 図書館側の認識:「これは被害にあたります。被害届を出しますか?と言われた。」「まさか逮捕につながると思っていなかった。」



システムベンダ、外部機関、 捜査機関との関係

- IT版ストックホルム症候群—ベンダーに任せ切り、鵜呑みにする
- 外部の専門家に相談しない。外部の声に聞く耳を持たない。「<u>お宅様はそう思われるのですかとしかいいようがありませんね</u>」
- ・捜査機関の無謬性が前提にできない以上、 事件性の判断が必要。
 - 警察側の認識:「事件にして処罰を求めるのであれば被害届を出してくださいと説明した。」
 - 図書館側の認識:「これは被害にあたります。被害届を出しますか?と言われた。」「まさか逮捕につながると思っていなかった。」



Webサービス利用への意識

- •Webサービス利用を来館利用の延長としてしか捉えていないのでは
- ・Web利用=顔が見えない、意図が読めない、 住民かどうかもわからない、プログラムかも しれない→非和解的対応
- 断わりのないアクセスが問題?
- -プログラムでの予約は悪か?
- ・クローリングは「図書館利用」か?
- ・ほとんどの「普通」の来館利用者が満足しているから問題ない?
- →Webサービスの拡大に伴い、職員の意識を 変えていく必要性



図書館の自由の問題として(1)

狭義の自由の問題:利用者情報の提出

- ・アクセスログと一緒に「さくらインターネット」ドメインのメールアドレスを登録していた利用者4人の氏名、住所、電話番号、生年月日などの情報を、県警の照会に応じて任意で提出。
- ・図書館自身が被害届を出したという事情
- •4名の利用者情報(結果的に無関係)の提供 は正当化可能か
- •アクセスログは「利用事実」か



図書館の自由の問題として(2)

- ◆プログラムでのアクセスもまた正当な利用 行為ならば、知る自由を行使した利用者 を、図書館が警察に告発し、身体拘束を 招いたことになる。
- ◆図書館の自由に関する原則は、国民の知る自由を保障するためにある。
- ◆より根本的な意味において、図書館の自由に反する。
- ◆図書館自身の問題と対応によって、利用 者に大きな損害をもたらしたことについて、 真摯な反省が見られない。



「利用者の権利:・・図書館が技術を用いるのは、情報へのアクセスを高めるためであって、 拒否するためではない。図書館、図書館員、 システム管理者、ヴェンダー、ネットワーク・ サービスの提供者などが設定した不合理な 制限や条件から、利用者はいっさい無縁で ある権利を有する。・・・」

『図書館の権利宣言』解説文「電子情報,サービス,ネットワークへのアクセス」アメリカ図書館協会評議会1995年採択。2005年修正。



図書館の自由に関する宣言

(1979年改訂)

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。



改善のための方策

- ・Webアクセスを「図書館利用」概念に含め、図書館業界で合意形成
- ・図書館員への基礎的な知識の研修
- ・専門機関への照会など、危機管理・対応手法の啓発
- ・相談窓口の開設(図書館協会?)
- ・自治体内の情報システム部署とのコ ミュニケーション



改善のための方策

- •API提供の促進
- ・仕様作成ノウハウの共有
- ユーザーからの意見聴取
- 外部の声に耳を傾ける